

令和元年度 第2期財政援助団体等監査（出資団体監査）実施計画

1 監査の概要

地方自治法第199条第2項及び第7項の規定に基づき、本市が出資している者などに対し、出納その他の事務の執行について、その目的に従い、適正かつ効果的に行われているか、また、その所管課からの指導等が適正に行われているかについて、次のとおり監査を実施する。

2 監査の対象

- ① 対象団体 株式会社 まちづくり豊栄
- ② 所管課 新潟市北区役所産業振興課

3 監査の目的及び着眼点等

(1) 目的

(株)まちづくり豊栄は、中心市街地活性化法に基づき、豊栄地区の中心市街地及びまちづくりの活性化を図るため、平成15年に本市（旧豊栄市）が2分の1を出資するとともに、地元の事業者や市民等からも出資を募り、第三セクターとして設立された。

同社はこれまで、JR豊栄駅売店「ヤマザキショップ豊栄駅店」の営業、豊栄駅前時間貸し駐車場営業、「道の駅豊栄」の管理運営と売店経営などの収益事業を展開してきたが、そこで得た収益をどのような形でまちなか活性化につなげていくのか、また「まちづくり会社」としてどのような事業を行う会社であるべきかなど、会社のあり方が今後の課題となっている。

このため、同社を対象に、出納その他の事務の執行が効率的かつ適正に行われているか、また、様々な課題への対応や安定的な経営の確保に向けた取り組み状況等を検証するために、次の点に留意し、出資団体監査を実施する。

(2) 着眼点

① 出資団体：(株)まちづくり豊栄

- ・ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- ・ 経営成績及び財政状態は良好か。
- ・ 決算書等は法令や会計基準に準拠して作成されているか。
- ・ 団体に係る出納その他の事務の執行が効率的かつ適正に行われているか。
- ・ 団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。
- ・ 自主的な経営を進めるための取組み（自主財源の確保等）はどうか。

②所管部局：北区役所産業振興課

- ・団体の経営成績及び財政状態、施設の状況を十分に把握し、適切な指導監督、管理を行っているか。
- ・団体と行政との役割分担は明確になっているか。また、連携がうまく図られているか。

4 監査対象事務

平成30年4月から平成31年3月までに執行された出資その他の事務事業。ただし、必要があると認められる場合は、監査対象期間の延長及び過年度遡及するものとする。

5 監査実施期間

令和元年12月9日から令和2年3月まで

6 監査の方法

監査にあたっては、書面審査、現地確認及び関係者からの説明聴取等を実施する。

7 監査体制

職員（公営企業担当グループほか）5名体制とし、（株）まちづくり豊栄や所管部局との対応は分担して行う。なお、非常勤職員（公認会計士）からは、着眼点、監査手続、財務諸表等の分析、現地監査について適宜助言等を得る。